

組合員活動における「臨時の生協施設利用ルール」

- (1) 新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、下記に該当する場合の利用はできません。
 - 三密（密閉・密集・密接）を避けるのが容易でない活動
 - ① 調理・試食など、飲食をともなう活動
 - ② コーラス、歌唱など大声での発声をともなう活動
 - ③ 運動、ダンス、近距離での指導が必要な小物作りなどの活動
 - ④ 同じメンバーが4時間を越えて使用する活動
- (2) ルールに反する行為が見られた場合は、利用の中止をお願いすることがあります。
- (3) 施設利用の前後は、主催者に会場備え付けのアルコール（濃度70%）で会場の消毒をしていただきます。
 - ① 備え付けのアルコール（濃度70%）で手指消毒をすることはできません。濃度が高く、人体に影響があります。
 - ② 手袋と布巾を使用し、目に入らないように最大限の注意を払います。
 - ③ テーブル、蛇口、ドアノブ、延長コード、エアコンのリモコンなど人の手がふれるところを消毒します。
- (4) 過去1週間以内に、発熱（37.5度以上）、下痢、嘔吐などの症状がある方は、参加を遠慮していただきます。
 - ・新型コロナウイルスに加えて、インフルエンザやノロウイルスなどへの対策でもあります。
- (5) 施設内で、三密（密閉・密集・密接）が生じないようにします。
 - ・人との距離は2 m程度空けます。
 - ・常時、もしくは、1時間に1回の換気を実施します。
 - ・長机を使用する場合は、長机1本に1人とし、対面しないように教室形式で長机を配置します。
- (6) 利用中は、できるだけ参加者同士の接触・密着が生じないようにします。
- (7) 主催者は手洗い場・洗浄液・ペーパータオルを準備して、開始前の手洗いを徹底します。
- (8) 基本的に、常時マスクを着用します。
 - ・話すときは、マスクを外さないようにします。
 - ・マスクを着用することで十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、参加者の体調に留意します。
 - ・夏場はマスクを着用していると熱中症の危険が高まるので、十分に冷房をかけたり、途中で活動を中止するなど、健康管理に最大限の注意を払います。
- (9) 他団体が施設を利用する際も新型コロナウイルス感染症が発生した場合の更なる拡大を防ぐため、主催者へ名簿の保管をお願いします。
 - ・主催者は万一の場合に備え、緊急連絡用として連絡先の入った名簿を1ヶ月間保管します。